平成二十九年国土交通省令第六十二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第三十五条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書（法第百四条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す証明書に限る。）の様式は、次のとおりとする。

様式

第1面

（縦85cm　横65cm）

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

第35条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証

（日本産業規格Z8301第2章に規定する標準色等のうち白色のものを用いて日本産業規格Z8305に定める）

職名及び氏名

写真

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

――――――――

印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）

第13条　（略）

2　報告の徴収若しくは立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係の者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による報告は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収等）

第35条　主務大臣は、この節の規定を実行するために必要な限度において、団体監理型技能実習を行う団体監理型技能実習実施者若しくは団体監理型技能実習実施者であった者（以下「団体監理型技能実習実施者等」という。）に対し、報告を求め、若しくは職員（以下「監理職員等」という。）に対し、事業所その他の監理型技能実習に関する事業を行う事務所（以下「事業所等」という。）に立入り、団体監理型技能実習実施者等の帳簿書類（以下「帳簿書類等」という。）その他の物件を検査し、若しくは関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習実施者等の役員若しくは監理職員等であった者に対し、出頭を命じ、又は当該主務大臣の職員に団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類若しくは監理職員等その他の物件を検査させることができる。

2　第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第3面

（許可の取消し等）

第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一　（略）

二　（略）

四　この法律（この法律に基づく命令を含む。）の規定に基づいてした処分に違反したとき。

五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2　（監理費徴収の原則）

第40条　（略）

3　監理団体は、団体監理型技能実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理費徴収をして、必要な指導を行わなければならない。

4　監理団体は、団体監理型技能実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理費徴収をして、是正のための指導をしなければならない。

5　監理団体は、前項に規定する指導を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

第104条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第35条第3項から第5項までの規定による権限の行使を含む。）の規定により同法務大臣に委任された権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2～5　（略）

第1章

（職員の行使）

第105条　主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職務を労働基準監督官に行わせることができる。

2　国土交通大臣は、主務大臣の権限の委任（第104条第1項の規定により国土交通大臣に委任された権限を主務大臣に委任することをいう。）により国土交通大臣に委任された権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

第1章

（職務の行使）

第105条　主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職務を労働基準監督官に行わせることができる。

2　国土交通大臣は、主務大臣の権限の委任（第104条第1項の規定により国土交通大臣に委任された権限を主務大臣に委任することをいう。）により国土交通大臣に委任された権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

第113条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第35条第3項から第5項までの規定による権限の行使を含む。）に応じないで、虚偽の報告をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十二　（略）

第115条　法人の代表者又は法人若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その法人又はその業務に関して、第110条、第111条、第113条、第114条（第113条に係る部分に限る。）、第117条、第118条（第113条に係る部分に限る。）、第119条（第113条に係る部分に限る。）又は第120条（第113条に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。